

熊本県公報

第13021号
令和3年(2021年)
4月27日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更の届出	（障がい者支援課） 1
○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	（薬務衛生課） 1
○道路の区域変更	（道路保全課） 2
○道路の区域変更	（ 〃 ） 2
○道路の供用開始	（ 〃 ） 2
○被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定	（健康福祉政策課） 3
○道路の供用開始	（道路保全課） 3
○道路の供用開始	（ 〃 ） 3
公 告	
○基本測量の終了	（監理課） 4
○公共測量の終了	（ 〃 ） 4
○熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催	（環境保全課） 4
○土地改良区が定める管理規程の認可	（農村計画課） 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（建築課） 8
○農用地利用配分計画の認可	（農地・担い手支援課） 8
○農用地利用配分計画の認可	（ 〃 ） 9
○土地改良区の役員の選任等	（農村計画課） 9
登 載 依 頼	
○令和3年度（2021年度）県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（教育政策課） 10
○令和3年度（2021年度）県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ） 10
○交通管制システム上位装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札参加資格等	（警察本部交通規制課） 14
○交通管制システム上位装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ） 14

告 示

熊本県告示第433号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和3年（2021年）4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
福永薬局	医療機関の名称	株式会社福永薬局	福永薬局	令和3年（2021年）4月1日

熊本県告示第434号
理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理美容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定したので告示する。
令和3年（2021年）4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
(2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習会の日程等
- (1) 日程
令和3年(2021年)10月4日(月)、10月11日(月)及び10月25日(月)
- (2) 講習科目
ア 公衆衛生
イ 理容所又は美容所の衛生管理
- (3) 講習会の会場
くまもと県民交流会館「パレア」
(熊本県熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル)
- (4) 受講料
16,000円

熊本県告示第435号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)4月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	合志市野々島字笹原 5584番7地先から 同所 5577番8地先まで	前	11.8 ～ 15.9	213.7	防交 (交通 安全)
			後	14.8 ～ 20.6	213.7	

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)4月27日

熊本県告示第436号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)4月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市大矢野町中字宮津 849番7地先から 上天草市大矢野町登立字筒之浦 2863番7地先まで	前	12.3 ～ 59.0	3.547	地域連 携推進 改築事 業
			後	15.2 ～ 110.2	3.498	
				12.3 ～ 59.0	3.547	

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)4月27日

熊本県告示第437号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)4月27日から60日間、熊本県土木部道路

都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町甲佐平字五郎左衛門 88番2地先から 下益城郡美里町甲佐平字南桑野 70番1地先まで	390.0	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)4月30日

熊本県告示第438号

令和2年(2020年)7月3日からの大雨により熊本県内で発生した災害において、次に掲げる地域内に居住していたものが属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

令和3年(2021年)4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 長期避難世帯の所在する地域
葦北郡津奈木町大字福浜3498番地2
- 2 長期避難世帯となった日
令和2年(2020年)7月4日

熊本県告示第439号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)4月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字塚山 230番8地先から 同所 230番8地先まで	24.0	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)4月28日

熊本県告示第440号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)4月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字塚山 231番10地先から 球磨郡多良木町大字槻木字石仁田 228番12地先まで	33.0	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)4月28日

公 告

熊本県公告第297号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）	令和3年（2021年） 3月 1日から 令和3年（2021年） 3月31日まで	熊本県全域

熊本県公告第298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	令和2年（2020年） 6月 1日から 令和3年（2021年） 3月31日まで	熊本県全域

熊本県公告第299号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社一条工務店 代表取締役 岩田 直樹
(2) 住所 東京都江東区木場5-10-10

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 一条メガソーラー熊本菊池発電所事業
(2) 種類 太陽電池
(3) 規模 太陽電池発電設備の出力：44.976メガワット（交流）

3 対象事業実施区域の位置

菊池郡大津町

4 公聴会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 令和3年（2021年）6月4日（金） 午後1時30分から午後3時まで
(2) 場所 菊池郡大津町引水62
大津町中央公民館中会議室

5 公聴会において意見を聴こうとする事項

対象事業の環境影響評価準備書に係る環境の保全の見地からの意見

6 公述の申出に関する事項

公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、令和3年（2021年）5月21日（金）までに、次に掲げる事項を記載した知事宛ての書面（以下「公述申出書」という。別紙様式を参照のこと。）を提出するものとする。

なお、郵送の際は、封筒の表に「申出書在中」と朱書きすること。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
(2) 連絡先の電話番号
(3) 対象事業の名称
(4) 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 公述申出書の提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班

8 公述に関する注意事項

- (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
- (2) 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、1人につき10分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。）
- (3) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
- (4) 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
- (5) 公聴会において発言できる者は公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
- (6) 対象事業の事業内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。

9 傍聴について

- (1) 傍聴者の定員は10人とする。
- (2) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、各審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
- (3) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
- (4) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (5) 開催場所の駐車場に限りがあるので、できるだけ公共交通機関を利用すること。

10 開催の中止等について

前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移等により、開催を延期、又は中止する場合がある。

11 問合せ先

熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
 電話番号 096-333-2268

別紙様式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

□ 公述申出者

住 所

ふりがな

氏 名 _____ 連絡先 _____

(公述申出者の住所、氏名、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせする必要がありますので、必ず記載してください。また、法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名を記載してください。)

□ 対象事業の名称 「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業」

□ 意見の要旨

(準備書についての環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。)

[illegible]

- ・上欄に記載しきれない場合は、裏面もご利用ください。
- ・提出期限 令和3年（2021年）5月21日（金）

・提出期限 令和3年（2021年）5月21日（金）

This image shows a full page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

熊本県公告第300号
糸田堰土地改良区から申請のあった土地改良区が定める管理規程については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により令和3年（2021年）4月19日付けで認可したので、同条第4項の規定により公告する。
令和3年（2021年）4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
管理規程の概要
糸田堰土地改良区が管理する頭首工（糸田堰頭首工）の管理に関する規程

熊本県公告第301号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）4月27日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字大人足4435番4、同4435番6、同4437番1、同4438番、同4439番、同4440番1、同4440番2、同4440番3、同4440番4、同4440番5、同4441番1、同4441番2の一部、同4441番7、同4441番8の一部、同4441番9、同4441番10、同4441番11の一部、同4442番1、同4442番2、同4442番3、同4442番4の一部、同4442番5、同4443番1の一部、同4443番6、同4443番7、同4443番8、同4480番6、同4480番7の一部、同4485番2、同4485番4の一部、同4486番2、同4486番3の一部、同4487番2、同4487番3、同4487番5、同4487番6の一部、同4487番7の一部、同字佐渡原4488番、同4489番1、同4489番2、同4490番、同4491番2、同4492番、同4493番、同4495番、同4496番、同4511番1の一部、同4511番2、同4512番の一部、同4513番、同4514番、同4515番、同4516番、同4517番、同4518番、同4519番、同4520番、同4521番、同4522番、同4526番の一部及び里道（確定）67、719.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び指名
合志市福原1番地1
東京エレクトロン九州株式会社

熊本県公告第302号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和3年（2021年）4月27日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田川 修一	八代市日奈久大坪町	八代市敷川内町字頭割669番3ほか10筆
稲村 浩道	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字四番塘開1284番6ほか4筆
長口 政	葦北郡芦北町丸山	葦北郡芦北町大字丸山字堂ノ前1072番2ほか2筆
山下 裕規	葦北郡芦北町丸山	葦北郡芦北町大字丸山字立石1093番1ほか2筆
勝田 一弘	葦北郡芦北町丸山	葦北郡芦北町大字丸山字立石1093番2ほか5筆
城迫 潤一	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字丸山字横石1115番1ほか42筆
長口 隆	葦北郡芦北町丸山	葦北郡芦北町大字丸山字堂ノ前1058番ほか1筆
長口 隆	葦北郡芦北町丸山	葦北郡芦北町大字丸山字立石1081番ほか1筆

宮川 清澄	葦北郡芦北町塩浸	葦北郡芦北町大字花岡字石崎1062番ほか4筆
山下 修	天草市倉岳町宮田	天草市倉岳町宮田字向ノ田1423番1ほか3筆
玉田 秀敏	天草市栖本町湯船原	天草市栖本町湯船原字長田579番2
林田 富士雄	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字江ノ浦3796番2
鶴岡 典幸	天草市有明町大島子	天草市有明町大島子字天神ノ木2875番ほか1筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字五通後2451番8
小森 雅史	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字春田655番2ほか4筆
株式会社愛らん農園	天草市河浦町今富	天草市河浦町路木字河内崎2595番2ほか2筆
松本 信久	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町志岐字德行547番1

2 認可年月日
令和3年(2021年)4月19日

熊本県公告第303号
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和3年(2021年)4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
佐藤 謙	玉名市横島町横島	玉名市大浜町字鯨油4839番
清田 信勝	玉名郡玉東町原倉	玉名郡玉東町大字原倉字藤原2660番19ほか1筆

2 認可年月日
令和3年(2021年)4月19日

熊本県公告第304号
熊本市南区に事務所を置く熊本平野南部土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。
令和3年(2021年)4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	岡村 巧	熊本市南区城南町築地904番地
理事	松永 壽昭	熊本市南区城南町島田994番地1
理事	山本 誠	熊本市南区城南町東阿高1236番地
理事	北野 安正	熊本市南区富合町田尻66番地
理事	成松 忠幸	熊本市南区富合町平原784番地
理事	松落 英俊	宇土市松原町304番地
理事	宮原 雄一	宇土市恵塚町281番地
理事	重元 茂	宇土市走潟町2239番地
監事	中川 悟	宇土市網津町2846番地
監事	佐藤 衡一	熊本市南区富合町菰江178番地
監事	村田 勝喜	熊本市南区城南町藤山560番地

登載依頼

熊本県教育委員会告示第15号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和3年（2021年）4月27日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
令和3年度（2021年度）県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種（詳細業種）が「電気・機械・器具類（OA機器・ソフトウェア等）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）5月18日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年（2024年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年（2023年）10月1日から令和5年（2023年）11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第22号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）4月27日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
令和3年度（2021年度）県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2673
ファックス番号 096-384-1509
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - (4) 業務の内容
令和3年度（2021年度）県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 業務完了報告書及びライセンスを証する書面等の納入期限
令和3年（2021年）7月30日（金）

- (6) 納入場所
熊本県教育政策課教育情報化推進室（熊本県庁行政棟新館7階）
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等不得使用となり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の（1）から（4）までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種（詳細業種）が「電気・機械・器具類（OA機器・ソフトウェア等）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3（3）の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）5月18日（火）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合はアの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2（2）及び（3）に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、（1）に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、（1）に掲げる書類を書面で（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3) 提出期間

- 公告の日から令和3年(2021年)5月25日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)5月25日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)6月8日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)6月7日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和3年(2021年)6月8日(火) 午前10時
(イ) 場所 1 (3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)6月7日(月)(必着)までに1 (3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者が再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4 (3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1 (3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に

執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity

Microsoft's site license agreement for schools (Kumamoto Pref. Edition)
5,050 licenses

(2) Date and place to tender

Date: June 8th, 2021, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government
Treasury Bureau, Management and Purchasing
Division

(2nd floor of Prefectural government
Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Educational Policy Division

Board of Education Prefectural Office
of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuō-ku, Kumamoto-City,
Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2673

(4) Other

Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県警察本部告示第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和3年（2021年）4月27日

熊本県警察本部長 岸 田 憲 夫

- 1 競争入札に付する事項
交通管制システム上位装置の保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）5月24日（月）午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年（2024年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年（2023年）10月1日から令和5年（2023年）11月30日（熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第34号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）4月27日

熊本県警察本部長 岸 田 憲 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
交通管制システム上位装置の保守を含む賃貸借
 - (2) 借入物品及び数量
交通管制システム上位装置 一式
 - (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係（熊本県庁警察棟8階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- (5) 借入物品の規格、品質等
交通管制システム上位装置賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から令和9年（2027年）2月28日（日）まで
- (7) 借入期間
令和4年（2022年）3月1日（火）から令和9年（2027年）2月28日（日）まで
- (8) 納入期限
令和4年（2022年）2月28日（月）
- (9) 納入場所
仕様書のとおり
- (10) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料（保守料込み）1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の（1）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3（3）の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）5月24日（月）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器一覧を令和3年（2021年）5月19日（水）午後5時までに1（3）の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力密接関係者であるとき。
 イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。
 ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2 (2)から (6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 役員等一覧

ウ 機能等証明書技術審査結果通知書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和3年(2021年)6月1日(火)午後5時まで

(4) 提出先

1 (4)に掲げる入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)6月1日(火)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1 (3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)6月10日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)6月9日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和3年(2021年)6月10日(木)午前10時

(イ) 場所 1 (4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)6月9日(水)(必着)までに1 (4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札による入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係

電話番号 096-381-0110（内線5232）

ファックス番号 096-383-3717

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 S u m m a r y

(1) Name and Content of Consignment

A Set of Uppersystem Equipment for the Traffic Control Center

(2) Date and Place for tender

Date : 10:00 a.m., June 10 2021

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Traffic Management and Control Division

Kumamoto Prefectural Police Headquarters

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110 EXT.5232

(4) Other

Language : Japanese , Currency : Japanese Yen